

きのこ原木・ほだ木の当面の指標値に関する見直しについて

安全なきのこ供給のため、農林水産省は、きのこ原木・ほだ木の当面の指標値に関する見直し(経過措置の見直し)を行いました。

主な内容

きのこ原木・ほだ木の「当面の指標値」については、食品の新基準値の施行に伴い、それまでに得られたデータを基に、本年4月に50ベクレル/kg(従来:150ベクレル/kg)に改正したところです。

4月の改正後引き続き、データの収集・分析を行い、新たに得られたデータを用いて指標値の算出根拠となる移行係数を求めたところ現行と同程度であったことから、きのこ原木・ほだ木の「当面の指標値」については、50ベクレル/kgに据え置くこととしました。

なお、発生したきのこの管理を確実にを行うことを条件に、150ベクレル/kg以下の原木等の使用を可能としている経過措置については、実際に基準値を超えるきのこの発生例が確認されたことから条件の厳格化を行うこととしました。

また、この指標値の見直しについて、本日、都道府県及び関係団体に対して通知を发出了しました。

1. 当面の指標値(放射性セシウムの濃度の最大値)

きのこ原木及びほだ木

50ベクレル/kg(乾重量) 変更なし

2. きのこ原木及びほだ木の経過措置

100ベクレル/kg(従来:150ベクレル/kg)以下の原木等であって、かつ、発生するきのこの放射性物質濃度が50ベクレル/kg以下の場合、きのこ生産者が所在する都道府県が、発生したきのこの出荷前の放射性物質検査を確実にすること等厳格な管理を条件として、自県内での使用に限り可能とします。(既に使用している150ベクレル/kg以下のものについては、点検・廃棄等の処分が完了するまでの今後3か月の間に限り使用可。)

<添付資料>(添付ファイルは別ウィンドウで開きます。)

- 『きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について』の一部改正について(平成24年8月30日付け24生産第1549号、林政経第179号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、同部木材産業課長連名通知)(PDF:503KB)

— お問い合わせ先 —

林野庁林政部経営課特用林産対策室

担当者:特用林産企画班 唐澤、松下

代表:03-3502-8111(内線6086)

ダイヤルイン:03-3502-8059

FAX:03-3502-8085

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



[ページトップへ](#)

24生産第1549号
24林政経第179号
平成24年8月30日

各都道府県農務担当部長 } 殿
各都道府県林産担当部長 }

農林水産省生産局農産部園芸作物課長
林野庁林政部経営課長
林野庁林政部木材産業課長

「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正
について

「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成23年10月6日
付け23生産第4743号、23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野
庁林政部経営課長、同部木材産業課長連名通知）を、別紙新旧対照表のとおり改正す
ることとしましたので通知します。

また、このことについて、別添のとおり関係団体に対し通知したことを申し添えま
す。

なお、この改正は平成24年9月1日から施行することとします。

本件問い合わせ先
林野庁経営課特用林産対策室
特用林産企画班
代表 03-3502-8111 (内線6086)
ダイヤル 03-3502-8059

(別紙)

きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について（平成23年10月6日付け23生産第4743号、23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、同部木材産業課長連名通知）の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

	現 行	改 正 後
(前文略)	記	記
1・2 (略)	1・2 (略)	1・2 (略)
3 平成23年10月6日設定の当面の指標値（以下「前指標値」という。）にかかわらず、前指標値（150ベクレル/kg）以下のきのこ原木及びびほだ木を 経過措置 （以下「経過措置対象原木等」という。）については、経過措置対象原木等を使用するきのこ生産者が所在する都道府県が、当該経過措置対象原木等から発生したきのこの放射性物質検査を確実に 行う 、当該きのこ食品の基準値を超えないことを出荷開始前に確認する体制を構築することとし、引き続き使用できる経過措置対象原木等が、平成24年3月31日時点で所在する都道府県内に限るものとする。	3 平成23年10月6日設定の当面の指標値（以下「前指標値」という。）にかかわらず、前指標値（150ベクレル/kg）以下のきのこ原木及びびほだ木を 経過措置 （以下「経過措置対象原木等」という。）については、経過措置対象原木等を使用するきのこ生産者が所在する都道府県が、当該経過措置対象原木等から発生したきのこの放射性物質検査を確実に 行う 、当該きのこ食品の基準値を超えないことを出荷開始前に確認する体制を構築することとし、引き続き使用できる経過措置対象原木等が、平成24年3月31日時点で所在する都道府県内に限るものとする。	3 きのこ原木及びびほだ木の経過措置（以下「経過措置対象原木等」という。）にかかわらず、50ベクレル/kgを超え100ベクレル/kg以下のきのこ原木及びびほだ木（以下「経過措置対象原木等」という。）については、次の条件を満たす場合に限り引き続き使用できるものとする。この場合、引き続き使用する場所は、当該経過措置対象原木等が、平成24年8月31日時点で所在していた都道府県内に限るものとする。 ① 経過措置対象原木等から発生するきのこが50ベクレル/kg以下になるように管理されること ② 経過措置対象原木等を使用するきのこ生産者が所在する都道府県が、当該経過措置対象原木等から発生したきのこの放射性物質検査を確実に 行う 、当該きのこ食品の基準値を超えないことを出荷開始前に確認する体制を構築すること また、平成24年9月1日以降に製造された50ベクレル/kgを超えても、経過措置対象原木等 に 含まれ、本措置の対象とし、引き続き使用する場所は、当該きのこ原木及びびほだ木の原料である立木が、平成24年8月31日時点で所在していた都道府県内に限るものとする。 なお、本措置の対象となる経過措置対象原木等は、『きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法』の制定について（平成23年10月31日付け23生産第4952号、23林政経第229号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）において検査対象とするものであつて、以下の結果が50ベクレル/kgを超えない100ベクレル/kg以下であつたきのこ原木及びびほだ木とする。本措置を円滑かつ適切に運用するため、都道府県は、次の(1)により関係者に対する指導を行い、(2)により必要な対応を行

写

24生産第1549号

24林政経第179号

平成24年8月30日

関係団体の長（別記1、2及び3） 殿

農林水産省生産局農産部園芸作物課長

林野庁林政部経営課長

林野庁林政部木材産業課長

「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正
について

「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成23年10月6日
付け23生産第4743号、23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野
庁林政部経営課長、同部木材産業課長連名通知）を、別紙新旧対照表のとおり改正す
ることとしましたので通知します。

なお、この改正は平成24年9月1日から施行することとします。

本件問い合わせ先
林野庁経営課特用林産対策室
特用林産企画班
代表 03-3502-8111（内線6086）
ダイヤル 03-3502-8059

(別紙)

きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について（平成23年10月6日付け23生産第4743号、23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、同部木材産業課長連名通知）の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(前文略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 きのこ原木及びびほだ木の経過措置 2にかかわらず、50ベクレル/kgを超え100ベクレル/kg以下のきのこ原木及びびほだ木(以下「経過措置対象原木等」という。)については、次の条件を満たす場合に限り引き続き使用できるものとする。この場合、引き続き使用する場所は、当該経過措置対象原木等が、平成24年8月31日時点で所在していた都道府県内に限るものとする。 ① 経過措置対象原木等から発生するきのこが50ベクレル/kg以下になるように管理されること ② 経過措置対象原木等を使用するきのこ生産者が所在する都道府県が、当該経過措置対象原木等から発生したきのこの放射性物質検査を確実に確認する体制を構築すること また、平成24年9月1日以降に製造された50ベクレル/kgを超えても、経過措置対象原木等を含む、本措置の対象とし、引き続き使用する場所は、当該きのこ原木及びびほだ木の原料である立木が、平成24年8月31日時点で所在していた都道府県内に限るものとする。 なお、本措置の対象となる経過措置対象原木等は、「『きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法』の制定について」(平成23年10月31日付け23生産第4952号、23林政経第229号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知)において検査対象とするものであつて、以下の結果が50ベクレル/kgを超え100ベクレル/kg以下であつたきのこ原木及びびほだ木とする。本措置を円滑かつ適切に運用するため、都道府県は、次の(1)により関係者に対する指導を行い、(2)により必要な対応を行</p>	<p>(前文略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 平成23年10月6日設定の当面の指標値(以下「前指標値」という。)にかかわらず、前指標値(150ベクレル/kg)以下のきのこ原木及びびほだ木であつて、50ベクレル/kgを超えるもの(以下「経過措置対象原木等」という。)については、経過措置対象原木等を使用するきのこ生産者が所在する都道府県が、当該経過措置対象原木等から発生したきのこの放射性物質検査を確実に確認する体制を構築することを出発点として、引き続き使用できるものとする。この場合、引き続き使用する場所は、当該経過措置対象原木等が、平成24年3月31日時点で所在していた都道府県内に限るものとする。</p> <p>また、平成24年4月1日以降に製造された50ベクレル/kgを超えても、経過措置対象原木等を含む、本措置の対象とし、引き続き使用する場所は、当該きのこ原木及びびほだ木の原料である立木が、平成24年3月31日時点で所在していた都道府県内に限るものとする。</p> <p>なお、本措置の対象となる経過措置対象原木等は、「『きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法』の制定について」(平成23年10月31日付け23生産第4952号、23林政経第229号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知)において検査対象とするものであつて、以下の結果が50ベクレル/kgを超え150ベクレル/kg以下であつたきのこ原木及びびほだ木とする。本措置を円滑かつ適切に運用するため、都道府県は、次の(1)により関係者に対する指導を行い、(2)により必要な対応を行</p>

うもの関係者について、また、所在向する放射線物質検査を受けること。

(1) ア (ア) 関係者について、また、所在向する放射線物質検査を受けること。

平成24年8月31日時点以降、平成24年9月1日以降、製造、無業者が、所在向する放射線物質検査を受けること。

(ウ) 関係者について、また、所在向する放射線物質検査を受けること。

イ (ア) 関係者について、また、所在向する放射線物質検査を受けること。

平成24年8月31日時点以降、平成24年9月1日以降、製造、無業者が、所在向する放射線物質検査を受けること。

(ウ) 関係者について、また、所在向する放射線物質検査を受けること。

平成24年8月31日時点以降、平成24年9月1日以降、製造、無業者が、所在向する放射線物質検査を受けること。

(ウ) 関係者について、また、所在向する放射線物質検査を受けること。

うもの関係者について、また、所在向する放射線物質検査を受けること。

(1) ア (ア) 関係者について、また、所在向する放射線物質検査を受けること。

平成24年3月31日時点以降、平成24年4月1日以降、製造、無業者が、所在向する放射線物質検査を受けること。

(ウ) 関係者について、また、所在向する放射線物質検査を受けること。

イ (ア) 関係者について、また、所在向する放射線物質検査を受けること。

平成24年3月31日時点以降、平成24年4月1日以降、製造、無業者が、所在向する放射線物質検査を受けること。

(ウ) 関係者について、また、所在向する放射線物質検査を受けること。

平成24年3月31日時点以降、平成24年4月1日以降、製造、無業者が、所在向する放射線物質検査を受けること。

(ウ) 関係者について、また、所在向する放射線物質検査を受けること。

(別記1) (関係団体の長)

全国米穀販売事業共済協同組合理事長

全国米穀工業協同組合理事長

公益社団法人日本炊飯協会会長

全国米菓工業組合理事長

一般社団法人日本精米工業会会長

社団法人全国包装米飯協会会長

全国穀類工業協同組合理事長

日本米穀小売商業組合連合会理事長

一般社団法人日本発芽玄米協会会長

ビーフン協会会長

全国餅工業協同組合理事長

社団法人日本米穀小売振興会会長

社団法人日本農業機械工業会会長

日本酒造組合中央会会長

社団法人米穀安定供給確保支援機構理事長

全国主食集荷協同組合連合会会長

社団法人日本農業機械化協会会長

(別記2) (関係団体の長)

製粉協会会長

協同組合全国製粉協議会会長

全国精麦工業協同組合連合会会長

(別記3) (関係団体の長)

日本特用林産振興会会長

全国農業協同組合連合会代表理事理事長

日本椎茸農業協同組合連合会会長理事

全国森林組合連合会代表理事会長

全国食用きのこ種菌協会会長

財団法人日本きのこセンター理事長

一般財団法人日本きのこ研究所理事長

日本産・原木乾しいたけをすすめる会会長

東日本原木しいたけ協議会会長

社団法人全国木材組合連合会会長

全国木材チップ工業連合会会長

全国素材生産業協同組合連合会会長